

## 上田市新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金支給実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の規定に基づき実施される新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の円滑な接種を促進するため、一定期間継続してまとまった規模の個別接種を行う医療機関に対し、予算の範囲内で協力金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。なお、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に基づき実施し、財源は国庫補助金（10/10）とする。

### (支給対象等)

第2条 協力金の支給対象、算定方法、支給対象期間は次のとおりとする。

#### (1) 支給対象

- ア 週（月～日）100回以上の接種をそれぞれの期間中に4週間以上行うこと
- イ アを行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日（0時～24時）は、時間外、夜間または休日に関わる接種体制を用意していること

#### (2) 算定方法

週100回以上の接種をした週における接種回数に2,000円を乗じて得た額

#### (3) 支給対象期間

算定期間内を第1期令和5年5月1日～7月2日、第2期令和5年7月3日～9月3日、第3期令和5年9月4日～11月5日、第4期令和5年11月6日～12月31日

### (遵守事項)

第3条 協力金の受給に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 集合契約（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（令和3年1月18日付け健健発0118第2号厚生労働省健康局健康課長通知別添。以下「手引き」という。）第3章1の市町村との委託契約をいう。）により上田市と委託契約を締結すること
- (2) ワクチンの供給について上田市の指示に従うとともに、接種に当たっては手引きを遵守すること
- (3) 接種実績は、接種した実績分の予診票の写しを確実に市へ提出すること
- (4) ワクチンの各日の接種回数について、接種を受けた者の接種券付き予診票の写し又は控え等により、客観的に証明できるものを保存すること

### (協力金の請求等)

第4条 協力金の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる書類を上田市長に提出するものとする。

- (1) 請求書
- (2) 実績報告書
- (3) その他上田市が必要と認める書類

2 前項の書類の提出部数は1部とし、その様式及び提出期限は上田市が別に定める。

(支給の決定等)

第5条 上田市は、前条の請求があったときは、当該請求に係る書類等を確認し、協力金の支給の決定をしたときは、請求者に対し、支給額及び支給予定日を文書により通知するものとする。

(協力金の返還)

第6条 上田市長は、偽りその他不正の手段により協力金の支給を受けた者に対し、支給した協力金の返還を求めることができる。

令和5年8月15日 上田市新型コロナウイルス感染症対策室